

新型インフルエンザ等対策特別措置法の成立に伴う政府の対処体制の見直しについて(未定稿)

新型インフルエンザ対策閣僚会議の開催について

(平成23年9月20日 閣議口頭了解)

- 新型インフルエンザ対策閣僚会議(平時の閣僚級会議)の随時開催

改正

新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について

(平成24年8月3日 閣議口頭了解一部改正予定)

- 新感染症を対象に追加
- 有識者会議を開催する旨追加

新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定

発生時

平時

学識経験者の  
意見を聴く

新型インフルエンザ等対策本部  
新型インフルエンザ等対策本部設置要綱  
発生時の対策本部設置の閣議決定における基本的  
内容を規定

学識経験者の  
意見を聴く

新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について

新型インフルエンザ等  
対策有識者会議(仮称)

基本的対処方針等  
諮問委員会(仮称)

※委員会の委員は有識者会議の委員の中から総理が指名